配当公告

福島県会津若松市湊町大字赤井字赤井三六七番地　破産者　渡部　誠

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成十六年（フ）第五〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　破産債権　金一八、三八三、四〇七円

一、配当することのできる金額
　破産債権　金七七二、五〇六円

平成二十一年七月二十二日
　福島県会津若松市西栄町一番八六号　佐藤テナントビル二〇二
　破産管財人　田中　創

配当公告

岐阜県瑞穂市馬場前畑町一丁目一二三番地　破産者　株式会社丸勝

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十年（フ）第四八二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金二〇一、八六七、一六三円

一、配当することのできる金額
　金一〇、九二七、四三七円

平成二十一年七月二十二日
　岐阜県岐阜市大黒町一丁目一〇番地
　破産管財人　吉村　公一

配当公告

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目一七番四号　破産者　株式会社木下商店

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三三七二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金二〇一、八六七、一六三円

一、配当することのできる金額
　金一〇、九二七、四三七円

平成二十一年七月二十二日
　名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四一〇号室
　破産管財人　山田　高司

配当公告

岡山県倉敷市浅原五五〇番地一　破産者　亡宇野朝次郎相続財産

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成十八年（フ）第五九四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金一六七、〇六八、七二〇円

一、配当することのできる金額
　金五、六六六、七七二円

平成二十一年七月二十二日
　岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階
　破産管財人　加瀬野忠吉

配当公告

北九州市小倉南区津田新町三丁目一五番八号　破産者　株式会社ブルーチップ

右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成二十年（フ）第二八四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、二四九、〇八二、〇九一円
　（うち優先債権　金五七七、二四八円）

一、配当することのできる金額
　金二〇、三五一、五三二円

平成二十一年七月二十二日
　北九州市小倉北区田町九番一号佳ビル二〇一号
　破産管財人　高橋　宏彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市豊平区旭町三丁目七六番地、最後の住所札幌市中央区北二条西二四丁目一番一六号　被相続人　亡　篠田　顕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日
　札幌市中央区大通西一一丁目大通藤井ビル八階　相続財産管理人弁護士　市川　隆之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市鷲別町六丁目一二番地四、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　山本　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日
　事務所　北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター二階
　相続財産管理人司法書士　小野　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市狭間町一四六四番地一、最後の住所神奈川県相模原市相模原四丁目五番一号ライオンズマンション相模原第五　五〇六号　被相続人　亡　佐藤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日
　東京都千代田区内神田三丁目一四番八号　ニシザワビル六階　西幹法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　石川　禮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区元代々木町三九番地、最後の住所東京都渋谷区元代々木町三九番一三号　ヒルクレスト代々木三〇一号　被相続人　亡　若松　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日
　東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区富士塚一丁目一八四五番地、最後の住所横浜市港北区富士塚一丁目一番二七号　被相続人　亡　山田　恒雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日
　横浜市中区山下町七四番地一大和地所ビル一一〇八号室
　相続財産管理人　弁護士　巻嶋　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋三丁目一三〇番地、最後の住所東京都北区中十条四丁目一六番三二号清水坂あじさい荘　被相続人　亡　岐原美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月二十二日
　神奈川県藤沢市片瀬山五丁目二八番四号
　相続財産管理人　弁護士　藤原　修身

第50期決算公告　平成21年7月22日
岩手県宮古市小山田一丁目7番地
岩手興産株式会社
代表取締役社長　柴田　由昭

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,590
	固定資産	21,704
	合計	91,294
負債及び純資産の部	流動負債	20,742
	固定負債	14,439
	株主資本	55,902
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,902
	その他利益剰余金	45,902
	（うち当期純利益）	(1,190)
	評価・換算差額等	211
	その他有価証券評価差額金	211
	合計	91,294

第35期決算公告　平成21年7月22日
岩手県二戸市石切所字火行塚25番地
株式会社十文字チキンカンパニー
代表取締役　十文字保雄

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,806,629
	固定資産	7,190,833
	繰延資産	471
	合計	14,997,933
負債及び純資産の部	流動負債	7,582,126
	固定負債	2,416,375
	株主資本	4,999,432
	資本金	100,000
	資本剰余金	28,059
	利益剰余金	4,871,373
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	4,869,473
	（内当期純利益）	(1,026,960)
	合計	14,997,933